

## 議案第 1 3 号

川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 3 2 年川崎市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「及び任期付研究員業績手当」を「、任期付研究員業績手当及び寒冷地手当」に改める。

第 1 1 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（寒冷地手当）

第 1 1 条の 4 寒冷地手当は、寒冷地に在勤する職員に支給する。

第 1 4 条の 5 中「及び第 4 条の 3」を「、第 4 条の 3 及び第 1 1 条の 4」に改める。

第 1 4 条の 6 中「及び第 4 条の 5」を「、第 4 条の 5 及び第 1 1 条の 4」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

公営企業職員の寒冷地手当を新設するため、この条例を制定するものである。